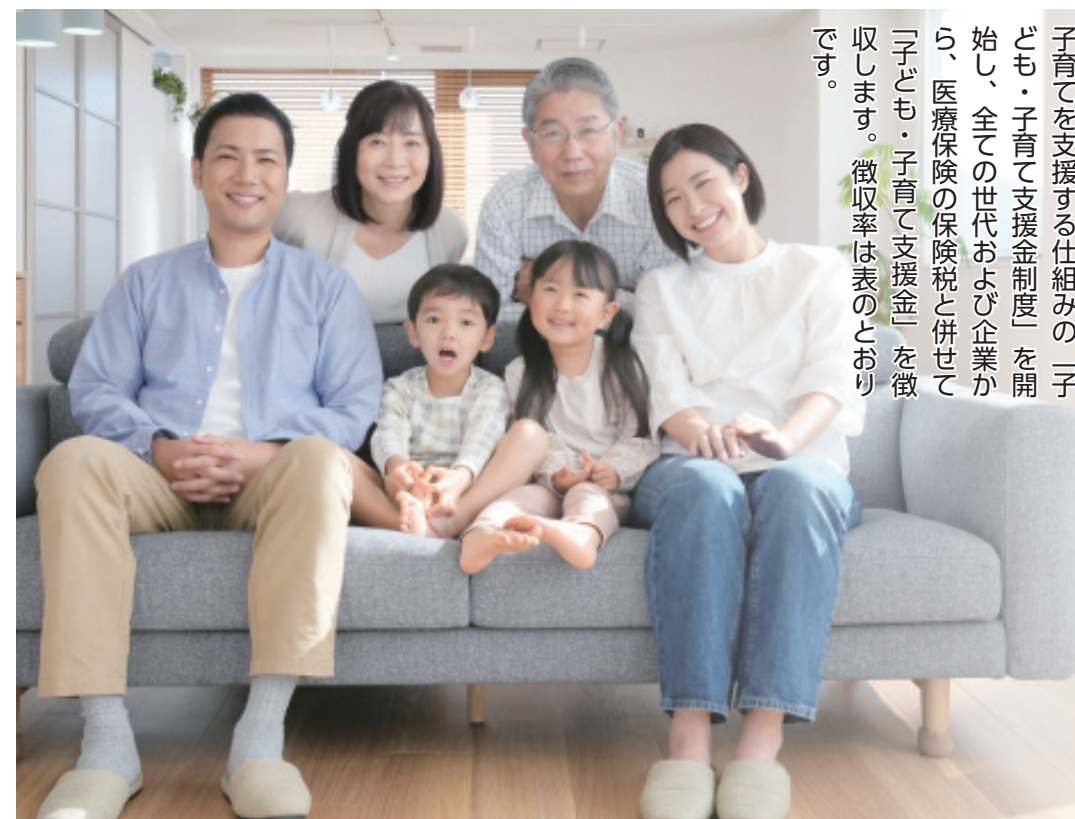




国民健康保険税が

変わります

令和8年度から、社会全体で子育てを支援する仕組みの「子ども・子育て支援金制度」を開始し、全ての世代および企業から、医療保険の保険税と併せて「子ども・子育て支援金」を徴収します。徴収率は表のとおりです。



	令和8年度の税率			
	医療分	支援分	介護分	子ども分
所得割率	6.00%	3.80%	2.40%	0.40%
均等割額(1人あたり)	18,000円	8,000円	8,500円	900円
平等割額(1世帯あたり)	19,000円	9,000円	8,500円	860円
18歳以上均等割額※1	—	—	—	100円
賦課限度額(上限)	670,000円 (+10,000円)※2	260,000円	170,000円	30,000円 (+30,000円)

※1 子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。
 ※2 ()内は前年度との比較

次に当てはまるかたは、

所得の申告が必要です



○ 国民健康保険の納税義務者である世帯主
 (国民健康保険の非加入世帯主を含む)

○ 国民健康保険に加入している

16歳以上のかた

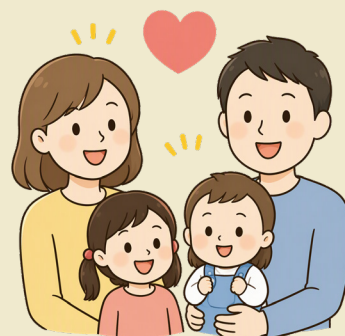
※収入がないかたや親族の扶養になっているかた、遺族年金や障害年金などを受給している非課税所得のみのかたも、所得の申告をしてください。

※国民健康保険税の算定、軽減判定、高額療養費の自己負担限度額判定に必要となりますので、毎年、申告をお願いします。

よくある質問 (Q&A)

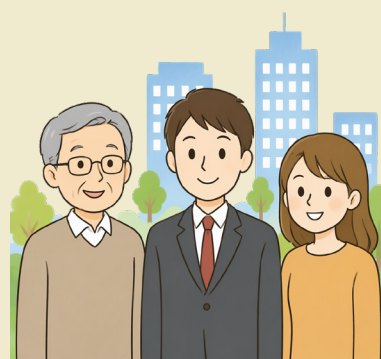
Q 「子ども・子育て支援金制度」って何？

A 「子ども・子育て支援金制度」は、子どもや子育て世帯を社会全体で応援するための新たな財源の仕組みです。医療保険の保険税に上乗せして支援金をご負担いただき、児童手当の拡充や妊娠・出産期の支援などに活用します。



Q 「子ども・子育て支援金」は、なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

A 子どもたちが健やかに成長し、将来社会を支える担い手となることは、すべての世代にとって大切なことです。そのため、独身者や高齢者も含め、全ての世代や企業の皆さんまで広く負担を分かち合う仕組みとなっています。



Q 令和8年4月分から始まるの？

A 令和8年4月分から従来の医療保険の保険税と併せて拠出いただきますが、実際に徴収を開始する時期は加入する医療保険によって異なります。(長島町の国民健康保険税は第1期から)



みんなで支える、
 子どもたちの未来のために。

制度へのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先
 役場税務課国民健康保険税係
 ☎ (86) 1172 [直通]

